

(案)



令和3年11月16日

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田和弘 殿

岡山地方最低賃金審議会

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、
冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫
製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・
フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、
他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、
サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 横山純子

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿
調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、
基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空
装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、
サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月2日及び7月30日岡山地方最低賃金審議会において
付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと
おりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡 山 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部 会 長 横 山 純 子 弁護士

部会長代理 西 田 和 弘 岡山大学学術研究院法務学域
教授

 國 光 類 岡山商科大学経済学部
准教授

労働者代表委員

井 上 明 夫 ヤンマーアグリ労働組合
書記長

小 林 陽 一 日本労働組合総連合会岡山県連合会
副事務局長

伊 達 直 人 J A M山陽岡山県連絡会
事務局長

使用者代表委員

上 田 哲 也 協同組合岡山鉄工センター
事務局長

田 中 三 郎 みのる産業(株) 企画部
部長

鶴 海 元 カーツ(株) 監査役

別紙

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

岡山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
- (2) 家庭用エレベータ製造業
- (3) 冷凍機・温湿調整装置製造業
- (4) 玉軸受・ころ軸受製造業
- (5) 農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）
- (6) 縫製機械製造業
- (7) 生活関連産業用機械製造業（包装・荷造機械製造業を除く。）
- (8) 基礎素材産業用機械製造業（化学機械・同装置製造業を除く。）
- (9) 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- (10) 真空装置・真空機器製造業
- (11) 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
- (12) 事務用機械器具製造業
- (13) サービス用・娯楽用機械器具製造業
- (14) (1) から (13) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (15) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(13)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間952円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業

最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第490回 岡山地方最低賃金審議会	令和3年 7月2日	1 改正決定の必要性の有無について諮問
第491回 岡山地方最低賃金審議会	令和3年 7月30日	1 改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問 2 専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和3年 7月30日	締 切 令和3年8月20日
専門部会委員の任命	令和3年 9月1日	
第1回 専門部会	令和3年 9月15日	1 部会長及び同代理の選任 2 今年度の審議の進め方 3 改正決定の必要性の有無について
第2回 専門部会	令和3年 9月21日	1 改正決定の必要性の有無について審議
第3回 専門部会	令和3年 9月29日	1 改正決定の必要性の有無について審議
第4回 専門部会	令和3年 10月19日	1 改正決定の必要性の有無について審議（結審）
改正決定に関する意見聴取の公示	令和3年 10月19日	締 切 令和3年11月8日
第5回 専門部会	令和3年 11月11日	1 最低賃金額の審議
第6回 専門部会	令和3年 11月16日	1 最低賃金額の審議（結審）